

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年 11 月 25 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 1600564 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 1600188 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和55年8月31日から同年9月1日に訂正し、昭和55年8月の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

昭和55年8月31日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和55年8月31日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和55年8月31日から同年9月1日まで

厚生年金保険の記録によると、A社における資格喪失年月日が昭和55年8月31日に、B社における資格取得年月日が昭和55年9月1日になっているため、被保険者になっていない期間がある。

会社名や勤務地が変わっただけで、継続して勤務していたので、正しい記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の陳述から判断すると、請求者は、請求期間において、A社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和55年9月1日にA社からB社に異動）、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、事業所番号等索引簿の記録によると、A社は、昭和55年8月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、その翌日である同年9月1日に再び厚生年金保険の適用事業所となっており、同年8月31日に被保険者資格を喪失した従業員の多くが、同年9月1日に被保険者資格を同社において再取得していることが確認できることから、当該事業所が請求期間において厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社に係る健康保険厚生年金保険被保

険者原票における昭和 54 年 10 月の定時決定の記録から、11 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に亡くなっているため、昭和 55 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られないが、昭和 55 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日までの期間において、A 社は、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、事業主から厚生年金保険適用事業所全喪届が提出されていたと認められることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の昭和 55 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600450号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600189号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和62年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年7月

私は、請求期間にA社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、標準賞与額の記録がない。調査の上、請求期間に係る標準賞与額の記録を訂正して将来の年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を控除されていた事実が確認できる賞与明細書等の資料を所持していない旨陳述している上、A社は平成28年1月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主からは、賞与の支給等について回答が得られないことから、請求者の請求期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、A社に係る閉鎖事項全部証明書により、当該事業所は平成28年5月*日付けで費用不足による破産手続廃止の決定確定となっていることが確認できるところ、同社の破産管財人は、同社の案件については終結しており、元事業主から請求期間当時の賞与支給額及び厚生年金保険料控除に係る資料は預かっていない旨陳述している。

さらに、請求者の請求期間当時の住所地であるB市は、請求期間当時に係る課税資料については、保存期間経過のため確認できないと陳述している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。